

平成14年11月6日  
監 査 事 務 局

## 住民監査請求における監査委員の勧告に基づき知事が講じた措置について

### 1 ポイント

主税局の自動車税納税済等照合事務委託契約に伴う経費の支出について、次の措置を講じることを勧告した。

平成13年度については、実際には行われていない都内登録車両か否かの分別業務に対して経費を支出したことにより、都が被った損害額を補てんするための措置等講じること。

平成14年度については、分別業務に対する経費を支出しないこと。

勧告に対し、平成14年10月30日付けで、知事より次の措置を講じた旨の通知があった。

都が被った損害額等を2,553,262円と確定し、平成14年10月16日に返納措置を講じた。

平成14年度については、分別業務相当分を除き経費を支出した。

### 2 請求の概要

- (1) 件 名 自動車税納税済等照合事務の委託契約にかかる経費の支出を違法・不当とする件
- (2) 請 求 人 世田谷区 前川 毅
- (3) 請求の受付 平成14年6月7日

### 3 監査委員の勧告

- (1) 内 容 自動車税納税済等照合事務委託契約のうち、平成13年度の契約については、分別業務に対する経費として支出した委託料相当額が損害に当たるので、その損害額を確定し、その損害額に対する利子相当額を合わせて、補てんのために必要な措置を講じるとともに、平成14年度の契約については、分別業務に対する経費を支出しない措置を講じること。
- (2) 措置期限 平成14年10月31日
- (3) 知事及び請求人への通知 平成14年8月1日

#### 4 知事の講じた措置等

(1) 平成13年度の自動車税納税済等照合事務委託契約について

確定した損害額

2,473,237円

損害額に対する利子相当額

80,025円

措置年月日（納付年月日）

平成14年10月16日

(2) 平成14年度の自動車税納税済等照合事務委託契約について

分別業務相当分を除き経費支出を行った。

（参考）関係法令【地方自治法第242条第9項】

監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

—問い合わせ先—

監査事務局総務課

(内)55-511

直通 03-5320-7016

東京都監査委員殿

東京都知事  
石原慎太郎

「自動車税納税済等照合事務の委託契約にかかる経費の支出を違法・不当としてその返還等の必要な措置を求める住民監査請求監査結果」における監査委員の勧告に基づき講じた措置について

平成14年8月1日付14監総第234号により勧告のあった標記のことについて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき必要な措置を下記のとおり講じたので、通知します。

記

1 対応の内容

勧告のあった自動車税納税済等照合事務委託契約の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの経費支出のうち、分別業務の経費支出について都に損害があるものと確定し、その経費支出相当額を都の損害額として算定し、その補てんのために必要な措置を講じた。

また、上記金額に対する損害の発生した日から支払日までの年5分の割合による利子相当額も併せて措置を講じた。

さらに、平成14年4月1日から平成14年9月30日までの経費支出については、分別業務相当分を除き経費支出を行った。

なお、近年、自動車税の納期内納付の取組強化により徴収率の向上が図られ、延滞金の発生率が低下していることから、本件自動車税納税済等照合事務委託については、10月以降の契約を行わないこととした。

2 損害の補てん額

2,553,262円

[内訳]

(単位 円)

平成13年度契約	契約期間	都の損害相当額	利子相当額	計
その1	平成13年4月1日から 平成13年12月31日まで	1,866,495	68,306	1,934,801
その2	平成14年1月1日から 平成14年3月31日まで	606,742	11,719	618,461
合	計	2,473,237	80,025	2,553,262

(注)都の損害相当額は、

[その1] (経費支出額から都内登録車両件数894,754に単価6円50銭を乗じ消費税相当額を加算した額を控除した額。)

[その2] (経費支出額から都内登録車両件数324,266に単価6円50銭を乗じ消費税相当額を加算した額を控除した額。)

3 補てん年月日

平成14年10月16日